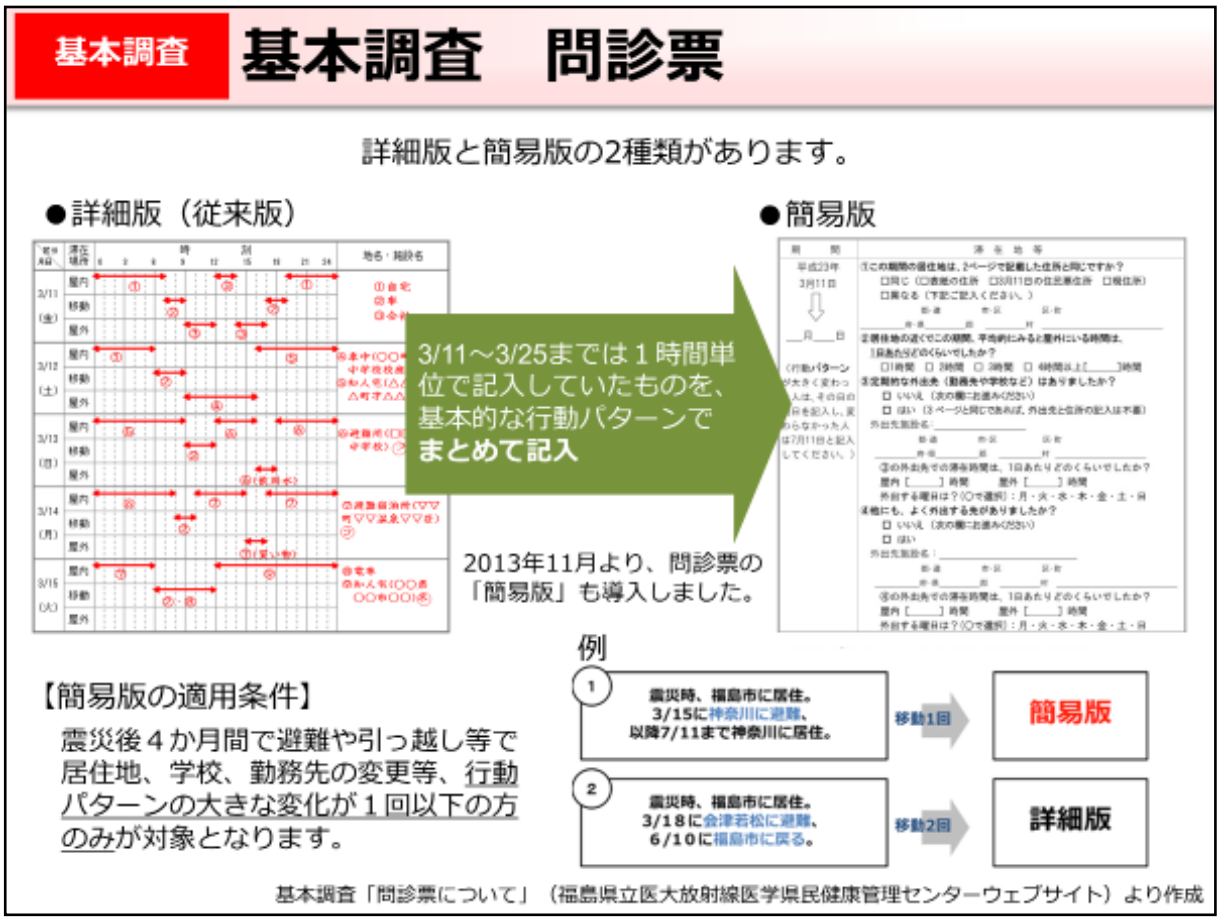

基本調査で行動記録等を記入いただく問診票は、３月11日から３月25日までの行動については１時間単位で記入いただくものです。なお、記入が難しいとのご指摘を受けて、記入内容を簡略化した「簡易版」問診票を2013年11月より導入しました。

ただし、精度管理上、簡易版の利用は、震災後４か月間に避難や引っ越し等で生活の場の大きな変化が１回以下の方のみが対象となります。

本資料への収録日：2013年３月31日
改訂日：2019年３月31日